本マニュアルは、志賀原子力発電所において緊急事態等が発生した場合に備え、幼児、児童、生徒及び職員の円滑な避難等の防護措置を図るための原子力防災マニュアル策定に必要な事項を定めたものである。

Ⅰ　総則

１　学校原子力防災マニュアルの位置づけ

地域防災計画　原子力災害対策編　（第２章 第９節 第５ 学校等施設における避難計画の整備）

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所、認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

氷見市住民避難計画　（６　要配慮者の避難　６－３　児童・生徒等の避難）

市は、小・中・義務教育学校が避難区域となる場合、対象となる学校等の施設管理者に対して、児童、生徒等の避難等に関する対応の指示を行う。

市は、原則、避難準備情報指示により児童、生徒等を保護者に引き渡すとともに、避難指示に基づき、自宅から避難を行うことを原則とする。

学校等の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアルを策定し、保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めておくものとする。

２　原子力防災にかかる基本的事項

(1)　対象となる原子力事業所

事業者名	北陸電力株式会社　（以下「北陸電力」という。）	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住１	
号機	１　号　機	２　号　機
電気出力	５４万ｋＷ	１３５万８千ｋＷ
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（ＢＷＲ）	改良型沸騰水型軽水炉（ＡＢＷＲ）
熱出力	１５９万３千ｋＷ	３９２万６千ｋＷ
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約６４トン	約１５０トン
運転開始	平成５年７月３０日	平成１８年３月１５日

(2)　志賀原子力発電所と氷見市の位置関係

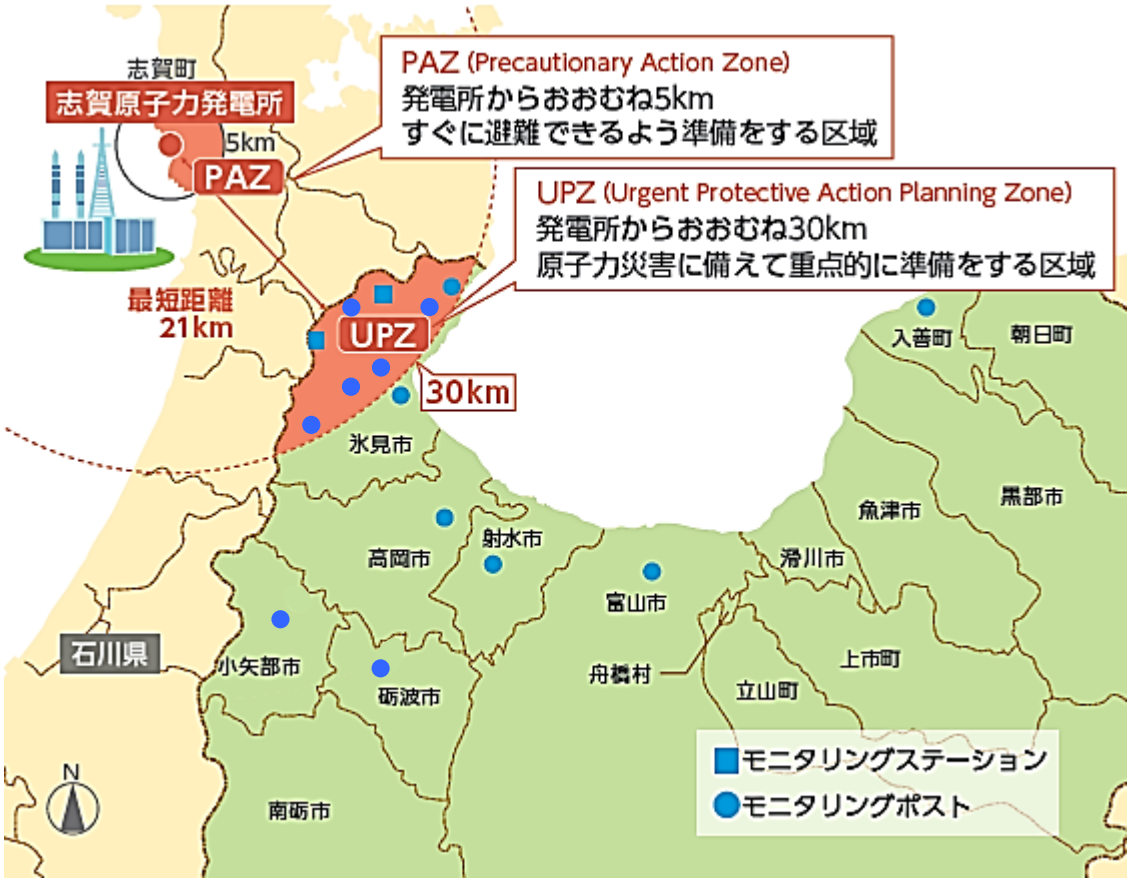

(3)　ＵＰＺ内行政区

校区	行　政　区　名
加納	加納（谷内、中程）
稲積	上稲積、下稲積
上庄	大野、泉、中尾、上田、柿谷、七分一、中村
熊無	谷屋、新保、論田、熊無
速川	小窪、田江、早借、小久米、日詰、日名田、三尾、床鍋、葛葉
久目	久目、触坂、棚懸、岩瀬、老谷、見内
余川	余川
碁石	上余川、寺尾、懸札、吉懸、一刎、味川
八代	吉滝、磯辺、針木、角間、小滝、国見、胡桃
阿尾	阿尾、指崎、森寺、北八代
薮田	薮田、小杉、泊
宇波	宇波、脇方、小境、大境、白川、戸津宮、大窪、五十谷
女良	姿、中田、中波、脇、長坂、平沢、吉岡、平

(4)　氷見市内の学校等の立地状況

	ＵＰＺ内	ＵＰＺ外
小学校	比美乃江小学校　上庄小学校 海峰小学校　灘浦小学校	朝日丘小学校　窪小学校 湖南小学校　十二町小学校 宮田小学校
中学校	北部中学校　西の杜学園	十三中学校　西條中学校 南部中学校
義務教育学校	西の杜学園	－
高等学校	－	氷見高等学校
保育園・ 幼稚園・ 認定子ども園	阿尾保育園　上庄保育園 速川保育園	十二町保育園　新町保育園 氷見ひかり保育園　マヤ保育園 アソカナーサリー　あさひの丘こども園 みどり保育園　海清保育園 ひみ中央こども舎　アソカ幼稚園

(5)　防護措置の内容

防　護　措　置　の　内　容	
屋内退避	住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る
一時移転 及び避難	住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れる
避　難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する
安定ヨウ素剤 の配布及び服用	大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなるなど、これを体内に取り込む可能性がある場合、避難や一時移転の実施と併せて安定ヨウ素剤を配布及び服用し、放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を抑制する防護措置

Ⅱ　原子力災害に備えて

１　学校等における原子力防災体制の整備

校長・園長（以下「校長等」）は、地域の実情等を踏まえて、原子力災害に備え、「学校原子力防災マニュアル」を策定し、年間を通して行われる安全指導計画の中に位置づけるなど、原子力発電所における緊急事態が発生した時に、園児、児童、生徒（以下「児童等」）及び職員の安全が確保できるように、原子力防災体制を整備する。

２　学校等における原子力防災体制体系図（ＵＰＺ内）

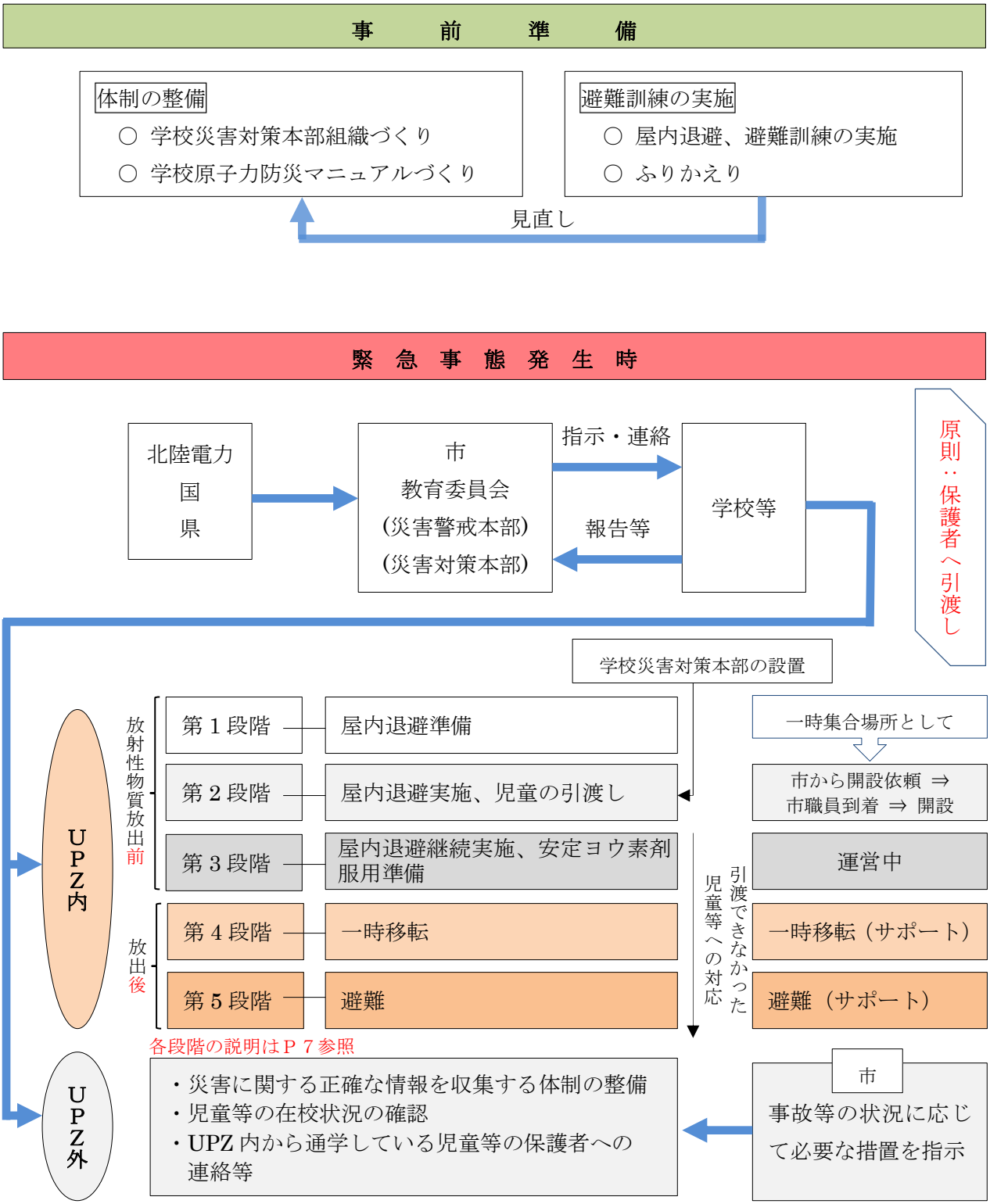

３　学校原子力災害対策本部の組織と役割（例示：ＵＰＺ内学校等を対象）

班編成	担当者（例示）	災害に備えての役割	災害時における役割
本部長	校（園）長	・全職員に対して、災害時の対応についての個々の役割分担を明確化する ・保護者に対し、原子力災害時における学校の対応策や避難場所について周知徹底を図る	・学校原子力災害対策本部を設置し、市からの指示に従い、全職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する ・学校等においては、市教育委員会へ随時状況の報告をする
総括班	教頭・事務職	・緊急時連絡一覧表を作成する ・全職員に対して、災害に備えての原子力防災体制について共通理解を図るとともに、周知徹底を図る	・本部長を補佐し、職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う ・各担当からの情報を的確に把握し、本部長に報告する ・関係機関及び報道機関に対する対応の窓口となる
情報連絡班	教務主任 副担任	・情報を迅速かつ的確に伝達できる連絡網を作成する ・緊急時引渡しカードの作成状況を確認し、保管する	・児童等の避難状況等についての保護者からの問い合わせに対応する ・校内の見回り等を行い、屋内退避状況を把握し、状況を総括班へ報告する ・避難している児童等に必要な情報を提供する。 ・すべての情報を総括班に報告する ・市災害対策本部等からの指示、連絡事項について、総括班へ報告する
避難誘導班	学年主任 担任	屋内退避 ・学校における屋内退避は、担任の指揮の下、教室で退避させるため、教室に安全かつ迅速に集合できるための経路を児童等に周知させる ・児童等の保護者への引渡し手順を確認する 避　難（引渡できなかった児童） ・市が手配する車両に児童等が安全に乗車できるための場所の設定と乗車場所までの経路を作成し、その周知徹底を図る ・保護者が迎えに来た際は、児童等を安全かつ迅速に引き渡せる場所を決定しておく	屋内退避 ・教室内へ安全かつ速やかに退避させ、全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童等に状況の説明をし、次の指示が出るまで 教室等で待機させる ・退避が完了したときは、速やかに総括班に報告する ・保護者へ引渡しの連絡をする 避　難 ・児童等に状況の説明をし、指示された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる ・原則として担任は児童等と行動を共にし、児童等がパニックを起こさないよう適切な指示をする ・避難が完了したときは、速やかに総括班に報告する
救護・衛生班	保健主任 養護教諭	・救急用品の確保及び救護体制を整備する ・避難時や屋内退避時の放射線防護対策を整理しておく ・安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項を事前にチェックしておく	屋内退避 ・緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市災害対策本部等に連絡をし、その指示を受ける ・安定ヨウ素剤服用の指示があった場合は、児童への配布、服用に協力する 避　難（必要に応じて同行） ・サーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査及び拭き取り等の簡易な除染や健康相談を行う関係者に協力するとともに、児童等及び職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う
集合場所支援班	生徒指導主任等	・原子力災害時における一時集合場所運営支援について市担当職員、自主防災組織等と確認しておく	・原子力災害が発生した場合に一次集合場所に指定されている学校は、市担当職員や自主防災組織等が行う一時集合場所運営の支援を行う

４　学校原子力防災マニュアルの周知

保護者会等を通じて、マニュアル（特に災害時の引渡しルール）について周知を図る。

５　避難訓練の実施

原子力防災にかかる学校等としての訓練は、保護者への引渡しまでが原則となっていることから、屋内退避訓練を基本とした避難訓練を計画的に実施する。

また、各地域で実施される原子力防災訓練には積極的に参加し、地域の中での学校の果たす役割や職員の災害時の役割分担を再確認するとともに、児童等に災害時の行動を習熟させる。

６　原子力災害に備えた安全管理状況等の確認

原子力災害に備えて学校施設・設備などの安全管理状況及び組織・体制、保護者との連携等についての確認を定期的に実施し、現状を把握するとともに改善点について必要な措置を講ずるものとする。

点検表（例示）

区　分	確　認　事　項
事前・施設整備	□「氷見市地域防災計画（原子力災害対策編）」、「氷見市住民避難計画」を確認し、理解している □原子力災害時に情報を得る手段（テレビやラジオ、防災無線等）が備わっている □災害時に必要な物品（ハンドマイク　トランシーバー　懐中電灯　救急箱等）を備えている □校内の避難経路には、避難の妨げとなるような障害物は撤去してある
組織・体制	□職員による「学校原子力防災マニュアル」の共通理解が図られている □原子力災害時における職員の役割分担が明確になっており、共通理解がされている □避難、屋内退避等の手順について、全職員が理解している
保護者等との連携	□保護者への緊急連絡の方法が確立されている（確実に保護者へ連絡が届く手段の確立） □「緊急時保護者引渡カード」の作成を保護者へ依頼し、回収・保管できている □地域の防災訓練等に参加している

Ⅲ　場面に応じた災害への対応

1　原子力災害に対する防護措置の流れ

ＵＰＺ内の学校等の場合

放射性物質放出前

緊急時モニタリングの実施

危険度大

発生事象	市からの指示	学校等の対応
第１段階 警戒事態 石川県志賀町で震度６弱以上の地震	屋内退避準備の連絡	屋内退避の準備（外出を控え、今後の情報に注意）
第２段階 施設敷地緊急事態 外部電源のない状態 30 分継続	屋内退避実施の指示	《学校災害対策本部設置》 屋内退避の実施 保護者へ連絡、児童の引き渡し
第３段階 全面緊急事態 外部電源のない状態１時間継続	避難等の準備	(保護者引渡しが未完了の場合) 屋内退避の継続実施

各段階の発生事象は１例です

放射性物質放出後

保護者への引渡しができなかった児童がある場合

緊急時モニタリングの実施

発生事象	市からの指示	学校等の対応
第４段階 空間放射線量率基準値超（※1）	一時移転の指示	市が指示する避難所へ 一時移転(1 週間程度以内)
第５段階 空間放射線量率基準値超（※2）	避難の指示	市が指示する避難所へ 避　難(数時間以内)

※1　空間放射線量率　20μSv/h

※2　空間放射線量率 500μSv/h

← 一時移転は、基準値を超えてから起算して概ね１日経過時点での基準値で判断される

ＵＰＺ外の学校等の場合

発生事象	市からの指示	学校等の対応
第１段階 警戒事態 石川県志賀町で震度６弱以上の地震		・防災行政無線、市などからの正確な情報を得る体制を整備 ・児童等の在校状況を確認 ・UPZ 内から通学している児童保護者への連絡等
第２段階 施設敷地緊急事態 外部電源のない状態 30 分継続	事故等の状況に応じて必要な対策を指示	

２　一時移転・避難指示があった時の流れ

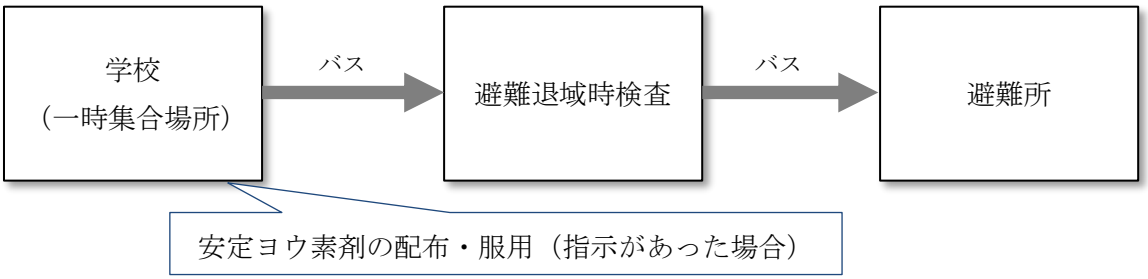

安定ヨウ素剤

□　安定ヨウ素剤を服用すると、体内（甲状腺）への放射性ヨウ素（数年から数十年後に甲状腺がんになるおそれがある放射性物質）の取り込みを減らすことができます。

□　安定ヨウ素剤の服用の必要性の判断は原則国が行いますが、服用の指示があった場合には、一時集合場所の医療関係者等の説明を十分聞いて服用する必要があります。

□　安定ヨウ素剤は、甲状腺以外の被ばくを防ぐものではありません。安定ヨウ素剤を服用したからといって安心せずに、安全な地域への避難や屋内退避をしましょう。

《服用量》

対象者	ヨウ化カリウム丸
3 歳未満	ゼリー剤(16.3 mg) ２包
3 歳以上 13 歳未満	１丸
13 歳以上	２丸

避難退域時検査

□　児童等の体表面や携行物品に、除染が必要なレベルの外部汚染がないか確認する検査

《　検　査　手　順　》

1　乗員の検査の代用として車両の検査を行う
2　車両が基準値を超える場合は、乗員の代表者に対して検査を行う
3　代表者が基準値を超える場合は、乗員全員に対して検査を行う
4　携行物品の検査は、これを携行している児童等が基準値を超えていた場合のみ行う
　※基準値超えの車両、児童等、携行物品がある場合は簡易除染を行う

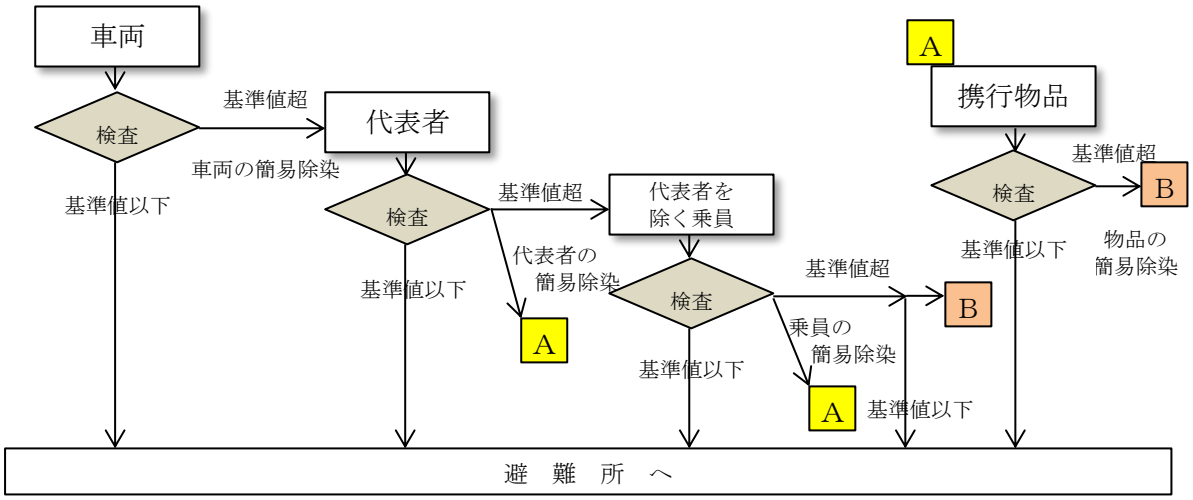

A　携行物品の検査実施。（携行している児童等が基準値を超えていた場合のみ実施）

B　簡易除染しても基準値以下にならなかった場合、児童等は医療機関へ、物品は検査場所で一時保管

３　場面に応じた災害への対応

〔屋内退避指示の場合〕

場面	児童の動き	職員の動き
登校時	□防災行政無線や広報車などの放送をしっかり聞き、その指示に従う □自宅が近くの場合には自宅へ戻り、その後、市からの指示に従う □学校の近くまで来ている場合は登校し、先生の指示で、速やかに屋内に退避する	□登校してきた児童に、顔や手を洗わせうがいをさせる。その後、速やかに教室に退避させる □児童等の出欠を確認し、総括班へ報告する □教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める □長時間の屋内退避においては、特に、低学年の児童等に対し体調や気持ちの変化に配慮する □児童等の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する □保護者（家庭）へは、引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう） 【スクールバス登校の場合】 □事故の状況を把握し、運転手に指示をする □既に乗車している児童等はそのまま乗車させ、これから乗車しようとする児童等については、自宅が乗車ポイントから近い場合を除き、原則として乗車させ学校に向かう
授業中(休み時間・放課後含む)	□屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避する	□校内放送により、自分の教室以外にいる児童等を、速やかに教室に退避させる □児童等の把握に努め、総括班へ報告する □教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める □長時間の屋内退避においては、特に、低学年の児童等に対し体調や気持ちの変化に配慮する □児童等の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する □保護者（家庭）へは、引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう）
下校時	□防災行政無線や広報車などの放送をしっかり聞き、その指示に従う □自宅の近くまで来ている場合に自宅へ帰り、その後、市からの指示に従う □学校が近い場合は学校に戻り、先生の指示で、速やかに屋内に退避する	□学校に残っていたり、戻ってきた児童等がいた場合は、速やかに屋内に退避させ、状況を確認し、総括班へ報告する □教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める □長時間の屋内退避においては、特に、低学年の児童等に対し体調や気持ちの変化に配慮する □児童等の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する □保護者（家庭）へは、引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう） 【スクールバス下校の場合】 □事故の状況を把握し、運転手に指示をする □これから降車しようとする児童等については、自宅が降車ポイントから近い場合は帰宅させ、遠い場合は降車させずに学校に向かう

場面	児童の動き	職員の動き
校外活動中	【屋内退避対象地域内で活動している場合】 □校外学習中に災害情報等聞いたら、先生の指示で近くの建物に退避する	【屋内退避対象地域内で活動している場合】 □防災行政無線や、広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う □校外学習中の児童等を近くの建物に速やかに退避させ、顔や手を洗わせうがいをさせる。なお、学校と随時連絡を取り合う □大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う □校外学習中で屋内退避する建物がない場合、市の災害対策本部と連絡をとり、指示に従って行動する □長時間の屋内退避においては、特に、低学年の児童等に対し体調や気持ちの変化に配慮する □児童等の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する □保護者（家庭）へは、引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう）
	【屋内退避対象地域外で活動している場合】 □公共施設やバスの中で待機する	【屋内退避対象地域外で活動している場合】 □学校は、早急に引率者に連絡し、災害の状況を知らせる □学校と連絡を取り合って、安全な公共施設等で待機し、指示を待つ □保護者（家庭）へは、引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう）
休業日	【自校における課外活動等】 □屋外にいた時は、先生の指示で速やかに屋内に退避し、先生の指示に従う	【自校における課外活動等】 □防災行政無線や、広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う □屋外活動中の児童等を速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗わせ、うがいをさせるとともに、総括班へ報告する □その場にいる職員で、市と協力し、児童等の安全確保に努める □長時間の屋内退避においては、特に、低学年の児童等に対し体調や気持ちの変化に配慮する □屋内退避をしたら、児童等の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ □保護者（家庭）へは、引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう）

〔避難指示の場合〕　（保護者への引渡しができなかった児童がある場合）

<table>
<tr><th>場面</th><th>児童の動き</th><th>職員の動き</th></tr>
<tr><td>授業中(休み時間・放課後含む)</td><td>□避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる
□避難所に着いたら、先生や避難先の市の人の指示に従う</td><td>□児童等にマスク、上着、帽子を着用させる
□火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓の施錠を確認する
□手配された車両で指定された避難所へ向かう
□避難の経路途中で実施される避難退域時検査の際には、バスの乗降等検査が円滑に進むよう児童等を誘導する
□避難所に着いたら、児童等の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する
□保護者（家庭）へは、状況の報告及び引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">校外活動中</td><td>【避難対象地域内で活動している場合】
□避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる
□避難所に着いたら、先生や避難先の市の人の指示に従う</td><td>【避難対象地域内で活動している場合】
□学校と随時連絡を取り合うとともに、防災行政無線や、広報車などの放送内容を確認する
□大会等では、施設の管理責任者や大会本部の指示に従う
□マスク、上着、帽子があれば着用させる
□市災害対策本部からの指示に基づき避難誘導し、手配された車両で、指定された避難所へ向かう
□避難の経路途中で実施される避難退域時検査の際には、バスの乗降等検査が円滑に進むよう児童等を誘導する
□避難所に着いたら、児童等の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する
□保護者（家庭）へは、状況の報告及び引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう）</td></tr>
<tr><td>【避難対象地域外で活動している場合】
□公共施設やバスの中で待機する</td><td>【避難対象地域外で活動している場合】
□学校は、早急に引率者へ災害の状況を知らせる
□学校と連絡を取り合って、安全な公共施設等に待機し、指示を待つ
□保護者（家庭）へは、状況の報告及び引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう）</td></tr>
</table>

場面	児童の動き	職員の動き
休業日	【自校における課外活動等】 □避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる □避難所に着いたら、先生や避難先の市の人の指示に従う	【自校における課外活動等】 □防災行政無線や、広報車などの放送による市災害対策本部からの指示に従う □児童等にマスク、上着、帽子を着用させる □火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓の施錠を確認する □手配された車両で、指定された避難所へ向かう □避難所までの経路途中で実施される避難退域時検査の際には、バスの乗降等検査が円滑に進むよう児童等を誘導する □避難所に着いたら、児童等の健康観察を行い、定期的に総括班へ連絡し、指示を仰ぐ □保護者（家庭）へは、状況の報告及び引渡しの連絡をする（保護者からの電話は控えてもらう） 【自宅にいた時に災害が発生した場合】 □学校等が一時集合場所となっている場合、職員は可能な限り学校等へ向かい、運営の支援を行うなどの体制を講じる

〔屋内退避解除の場合〕

1　市、教育委員会等から屋内退避解除の指示をうける

2　本部長の指示により、児童等の状況や地域の実情を踏まえて次の方法で帰宅させる

(1)　保護者への引き渡し

(2)　職員等の引率による下校

3　原則、市が防災行政無線等で学校等の休校を案内するが、学校等からも、再開の決定があるまで、休校とする旨の周知を図る。

※　学校再開の決定・連絡

学校長は、学校施設、児童等、通学路等の状況について、教育委員会等と協議の上、学校再開の時期を決定し、連絡網等を通じて連絡を行う。

4　保護者への引き渡し方法

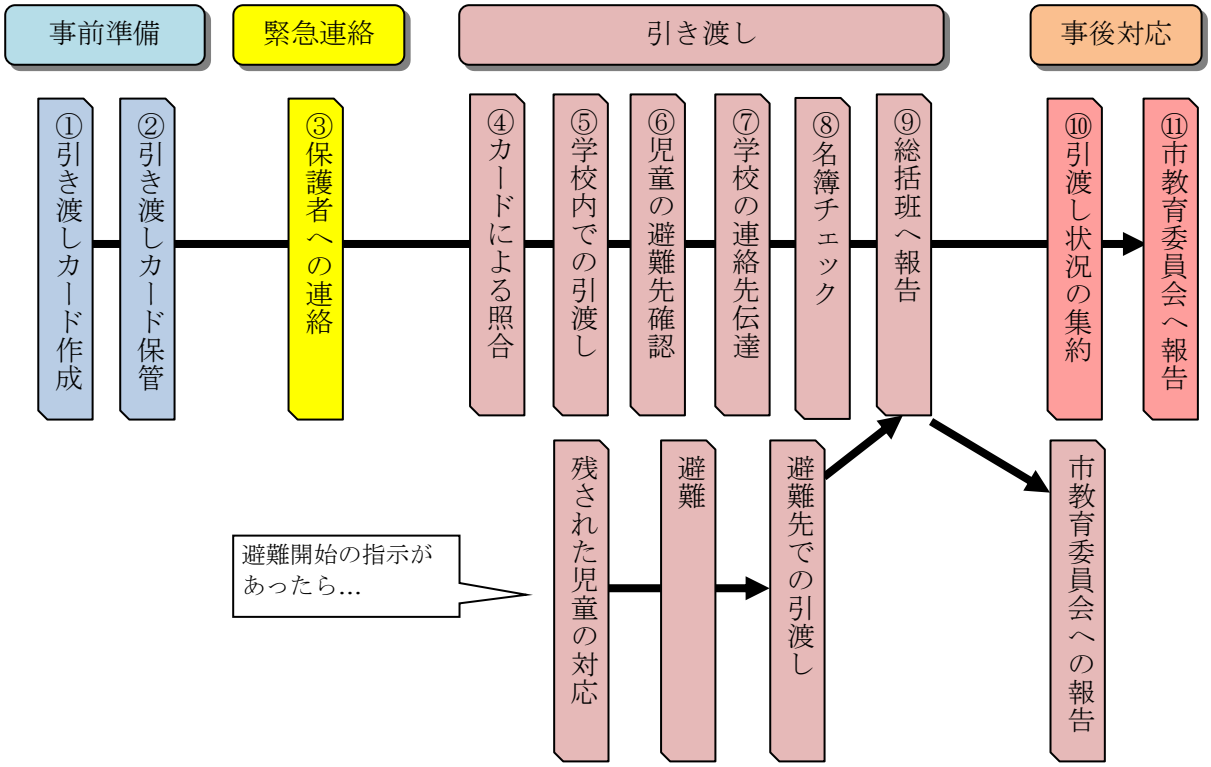

5　緊急時の連絡先一覧

機　　関　　名	連　絡　先		所　　在　　地
	電　話	FAX	
氷見市災害対策本部	0766-74-8021	0766-74-8255	氷見市鞍川 1060 番地
氷見市教育委員会教育総務課	0766-74-8211	0766-74-5520	氷見市鞍川 1060 番地
氷見消防署	0766-74-8300	0766-74-8338	氷見市加納 387 番地 1
氷見警察署	0766-91-0110	―	氷見市窪 300 番地
金沢医科大学氷見市民病院	0766-74-1900	0766-74-1901	氷見市鞍川 1130 番地
富山県災害対策本部			
○○地区自治振興委員			
○○地区自主防災会			
ＰＴＡ会長			
○○地区避難場所			
□□地区避難場所			

６　緊急時保護者引渡カード（例）

学校（園）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td>学年・組・
氏名・性別</td><td>年　　組</td><td>ふりがな
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">保護者氏名</td><td colspan="2" rowspan="4">本人との関係（　　）</td><td>自宅電話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>携帯電話</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自宅以外
連 絡 先</td><td colspan="2">名称</td></tr>
<tr><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本校在学
兄 弟 等</td><td>年　　組</td><td></td><td>年　　組</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>年　　組</td><td></td><td>年　　組</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">児童の引受人（児童を迎えに来る人、保護者以外の人も含む）</td></tr>
<tr><td></td><td>引受人氏名</td><td>本人との
関　　係</td><td>電話番号
（携帯等緊急時に連絡がとれる番号）</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

引渡し時の記載（引渡し時に関係者が記入）

<table>
<tr><td>引　渡　日　時</td><td colspan="2">月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>引受人氏名（本人署名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">引渡後の連絡先</td><td>電 話 番 号</td><td></td></tr>
<tr><td>携帯電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>引渡者（職員）氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特　記　事　項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

7　行動チェックリスト（緊急事態発生時）

(1) 準備段階

区　分	チェック項目	確認
活動内容	全職員は定められた災害活動に従事する	
	児童等に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる	
	緊急時引渡しカードを準備、確認する	
情報収集	市の災害対策本部からの連絡時に、学校等の状況報告や今後の情報伝達方法等について確認する	
	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	市・県ホームページ、防災行政無線、広報車、自主防災組織等からの広報により、国･県･市の対応状況、学校等がとるべき対応を収集する	
	収集した情報を学校長に伝達するとともに、職員全員で共有する	
避難準備	屋内退避または避難指示が発出された場合の活動内容を事前に確認し、避難準備を開始する	

(2) 屋内退避

区　分	チェック項目	確認
避難行動	職員は、児童を安全かつ速やかに教室等に退避させる	
活動内容	学校災害対策本部を設置する	
	屋外の児童を速やかに屋内退避させ、顔や手を洗いうがいをさせ、避難準備させる	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する	
	外気流入防止のため、全てのドア・窓・カーテンを閉め、換気扇等を止める	
	児童に状況を説明し、落ち着かせ、不安を和らげる	
	長時間の屋内退避においては、特に、低学年の児童等に対し、体調や気持ちの変化に配慮する	
	児童等の健康観察を行い、その結果を総括班へ報告する	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	市・県ホームページ、防災行政無線、広報車、自主防災組織等からの広報により、国・県・市の対応状況、学校等がとるべき対応を収集する	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する	
家族等への連絡	事前に確認している連絡方法等により、児童の状況及び引渡しについて連絡する	
引渡し	市の災害対策本部の指示を確認し、児童等を保護者へ引き渡す	
避難準備	市災害対策本部に学校等の対応状況を連絡し、今後の避難所、避難経路、避難手段を確認する	

(3) 避難指示

区　分	チェック項目	確認
活動内容	市災害対策本部から指示があった避難所、避難経路及び避難手段の状況を確認する	
	児童の人数を確認し、総括班へ報告する	
	火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓の施錠を確認する	
	児童に状況を説明し、落ち着かせてから、手配された車両で、指定された避難場所へ向かう	
	児童等は、避難所への移動の際、マスク、帽子、上着を着用する	
	避難所までの経路途中で実施される避難退域時検査の際には、バスの乗降等検査が円滑に進むよう児童等を誘導する	
	避難所に着いたら、児童の健康観察を行い、その結果を総括班に報告する	
情報収集	テレビ・ラジオ等による原子力事故に関する情報に留意し、継続的な情報収集を行う	
	市・県ホームページ、防災行政無線、広報車、自主防災組織等からの広報により、国・県・市の対応状況、学校等がとるべき対応を収集する	
	収集した情報を学校災害対策本部長に伝達するとともに、職員全員で共有する	
家族等への連絡	避難完了後、事前に確認している連絡方法等により、児童の状況及び引渡しについて連絡する	
引渡し	市の災害対策本部の指示を確認し、児童等を保護者へ引き渡す	

8　原子力災害における心のケア

(1) 心のケアの必要性

原子力災害が発生し、それに伴って児童等が様々なことを直接・間接に体験することから、その後、心身に何らかの影響を受けることが考えられる。表面的には何事もなかったように見えても、内面では恐怖や不安を感じ、情緒不安定など心の健康問題が発生し、それが生活の中でいろいろな形となって現れることがある。

したがって、原子力災害の経過に伴い、児童等の健康問題解決のために、職員等による組織的な対応策が必要になってくると考えられる。

(2) 心のケアの連絡体制

学校は、子どもの発達段階や時間的な経過を踏まえた対応方針を策定し、職員がそれぞれの役割を果たし、更に、校内の関係組織が密接なつながりを作り、機能させていく必要がある。学級担任は、学級に関わる心身の健康実態の把握と対応に当たる際、専門的立場である養護教諭と連携を密にして進める。

健康実態把握の結果、何らかの対応が必要であると考えられた場合は、学校保健委員会等を中心として、心のケア体制を整備し、全職員で対応することが重要である。必要に応じて、学校医や校外の専門機関等と連携を図ることも必要である。

9　原子力災害に備えて知っておきたい知識

(1) 原子力災害とは

原子力災害とは原子力発電所から放射性物質が外にもれてしまうことです。

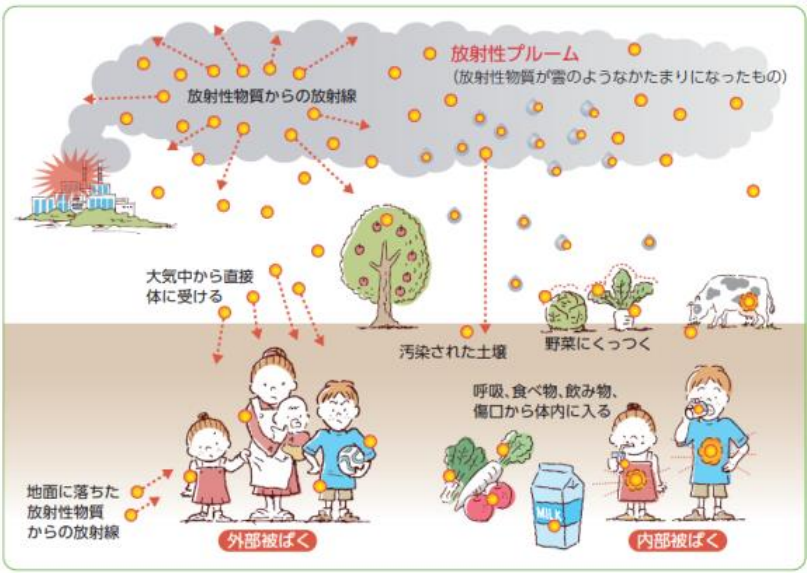

放射性物質は、雲のようなかたまりとなって風下に広がります。人や動物が放射線を浴びることを「被ばく」といい、身体の外側から被ばくする「外部被ばく」と、食べ物や呼吸によって身体の内側から被ばくする「内部被ばく」があります。

(2) 放射線と放射性物質、放射能の違い

放射能という言葉がよく使われますが、放射線を出す能力を「放射能」、放射能を持っている物質を「放射性物質」といい、区別されます。「放射性物質」から「放射線」が出ます。

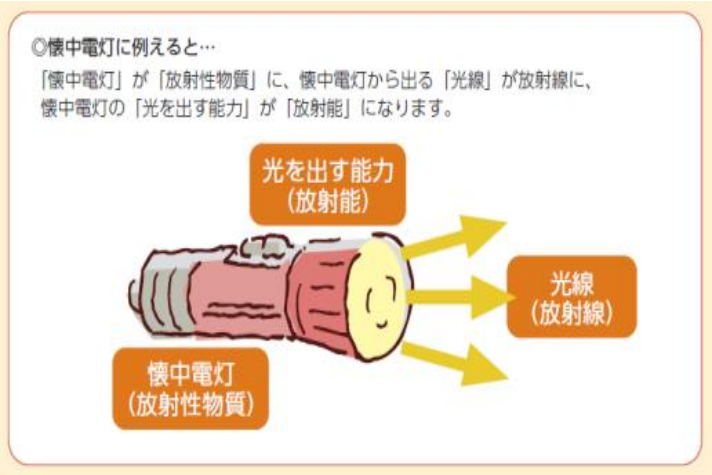

(3) 放射線の性質

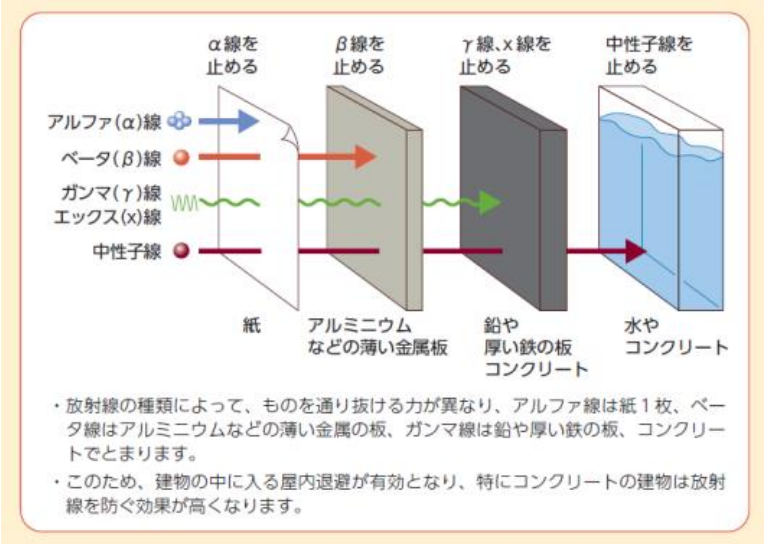

放射線は、目に見えず、においも味もありません。

・アルファ線
・ベータ線
・ガンマ線

などがあり、ものを通り抜ける性質があります。

(4) 環境放射線監視システム

富山県では、２４時間３６５日連続で、県内の放射線の量をチェックしています。

(5) 日常生活と放射線

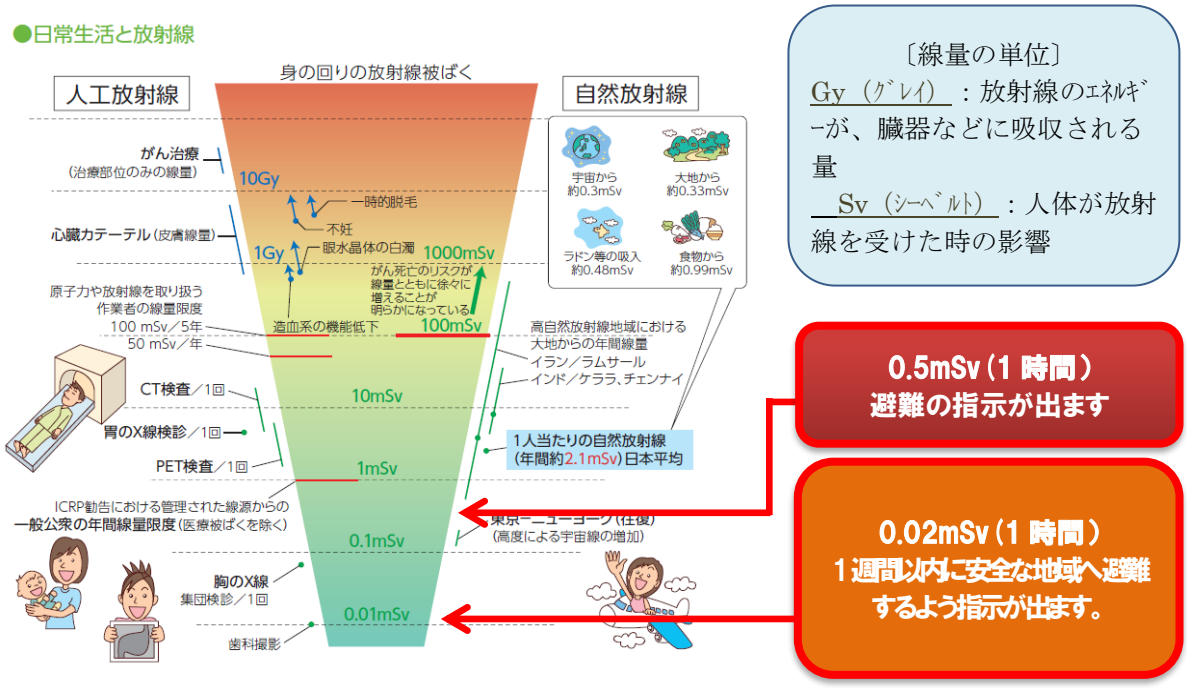

〔線量の単位〕

Gy（ｸﾞﾚｲ）：放射線のｴﾈﾙｷﾞｰが、臓器などに吸収される量

Sv（ｼｰﾍﾞﾙﾄ）：人体が放射線を受けた時の影響

(6) 屋内退避と避難の流れ

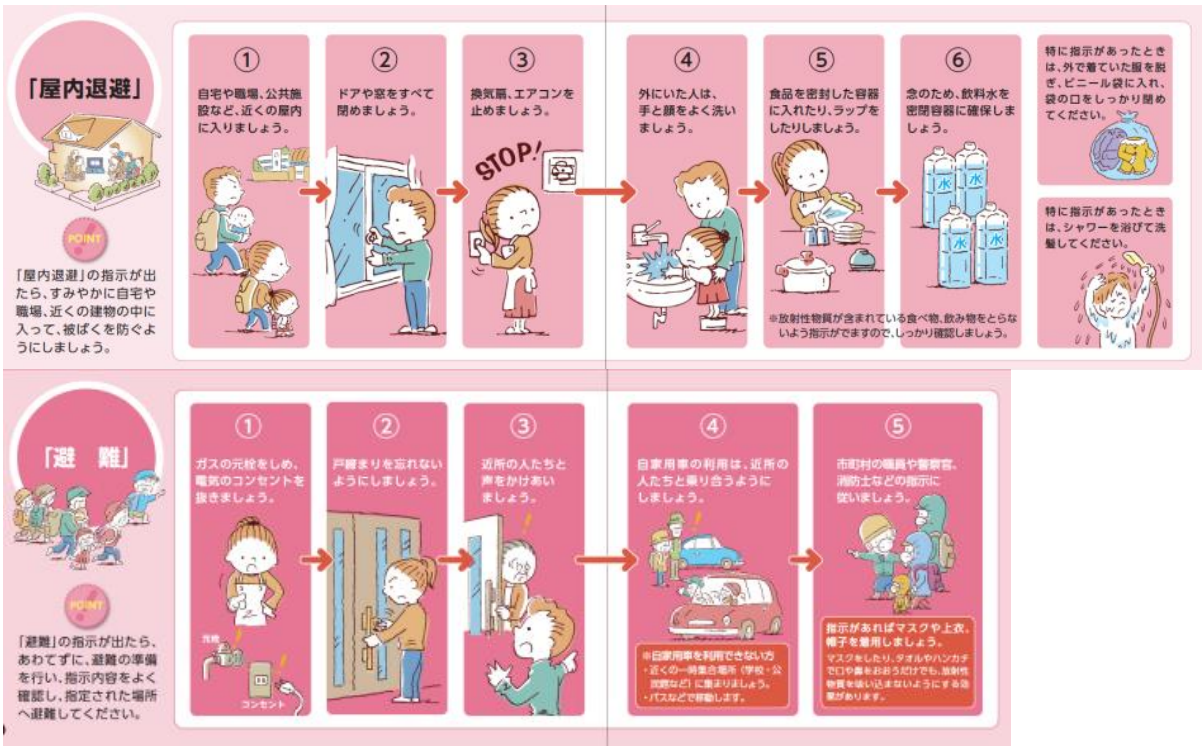

(7) 非常時持出品

マスクや雨具、帽子があると、放射性物質の付着や体内への吸入を減らすことができるので、ぜひ準備しましょう。

□ 現金	□ 預金通帳	□ 印鑑	□ 健康保険証
□ 運転免許証	□ 携帯電話	□ 充電器・ﾊﾞｯﾃﾘｰ	□ 携帯用ラジオ
□ 懐中電灯	□ 予備電池	□ マスク	□ 雨ガッパ
□ 着替え	□ タオル（大小）	□ ﾊﾝｶﾁ・ﾃｨｯｼｭ	□ おむつ
□ 非常食・飲料水	□ 乳児用ミルク	□ 薬（常備薬）	□ おくすり手帳
□ 筆記用具			

富山県原子力防災パンフレットより引用

【資料・様式編】

1 行政区別避難先施設一覧

行政区人口：令和４年１月１日現在人口

行政区名（よみがな）		人口（人）	基本避難（県西部）		左記施設のバックアップ
			市町村	避難先施設	
余川	（よかわ）	754	南砺市	福野体育館	東部 9市町村
上余川	（かみよかわ）	184			
寺尾	（てらお）	44			
懸札	（かけふだ）	77			
吉懸	（よしがけ）	10			
一刎	（ひとはね）	167			
味川	（あじかわ）	70			
長坂	（ながさか）	96			
平沢	（ひらさわ）	23			
吉岡	（よしおか）	19			
平	（だいら）	10			
小計		1,454	－	－	
加納	（かのう）	393	砺波市	富山県西部体育センター	
稲積	（いなづみ）	909			
白川	（しらかわ）	213			
戸津宮	（とつみや）	113			
大窪	（おおくぼ）	2			
五十谷	（いかだに）	0			
小計		1,630	－	－	
大野	（おおの）	742	高岡市	高岡市立ふくおか総合文化センター	
泉	（いずみ）	684			
中尾	（なかお）	45			
柿谷	（かきなや）	388			
七分一	（しちぶいち）	253			
中村	（なかむら）	418			
磯辺	（いそべ）	106		富山県産業創造センター	
針木	（はりのき）	27			
角間	（かくま）	68			
小滝	（おたき）	36			
国見	（くにみ）	12			
胡桃	（くるみ）	3			
吉滝	（よしたき）	150			
森寺	（もりでら）	186			
久目	（くめ）	272			
触坂	（ふれさか）	277			
新保	（しんぼ）	173			

行政区名（よみがな）		人口（人）	基本避難（県西部）		左記施設のバックアップ
			市町村	避難先施設	
小窪	（おくぼ）	102	高岡市	高岡市立 竹平記念体育館	東部 9 市町村
田江	（たえ）	146			
早借	（はやかし）	277			
小久米	（おぐめ）	178			
日詰	（ひづめ）	83			
日名田	（ひなた）	242			
三尾	（みお）	73			
上田	（うわだ）	248			
谷屋	（たにや）	359		高岡市立 高岡市民体育館	
論田	（ろんでん）	336			
熊無	（くまなし）	276			
小計		6,160	－	－	
阿尾	（あお）	892	射水市	小杉高等学校	
指崎	（さっさき）	206			
北八代	（きたやしろ）	113		新湊高等学校	
藪田	（やぶた）	318			
小杉	（こすぎ）	216		小杉総合体育センター	
泊	（とまり）	183			
宇波	（うなみ）	489			
脇方	（わきかた）	178			
小境	（こざかい）	138			
大境	（おおざかい）	134			
姿	（すがた）	159			
中田	（なかた）	181		大門高等学校	
中波	（なかなみ）	267			
脇	（わき）	100			
小計		3,574	－	－	
床鍋	（とこなべ）	40	小矢部市	小矢部市 東部公民館	
葛葉	（くずば）	14			
岩瀬	（いわがせ）	146		小矢部市立 東部小学校	
老谷	（おいだに）	27			
見内	（みうち）	70			
棚懸	（たながけ）	94			
小計		391	－	－	－
合計		13,209			

２　基本避難経路及び一時集合場所

避難経路については、避難の際、自家用車での乗合わせを原則としていることから、氷見市の地理的条件や渋滞緩和等を考慮し、各地区の幹線道路を基本的な避難経路とする。

一時集合場所は、屋内退避施設であるとともに、避難等の際には、住民の集合場所となり、避難者の把握や安定ヨウ素剤の配布（指示があった場合）が行われる場所である。

基本ルート	一時集合場所	行政区
国道１６０号	灘浦小学校	中田、中波、脇、小境、大境、姿
	旧灘浦小学校	宇波、脇方
	海峰小学校	阿尾、指崎、北八代、森寺、小杉、泊、薮田、吉滝
能越自動車道	旧灘浦小学校	白川、戸津宮、大窪、五十谷、長坂、平沢、吉岡、平
	余川公民館	余川
	碁石公民館	懸札、寺尾、一刎、吉懸、味川、上余川
	北部中学校	加納、稲積
市道北八代堀田線	八代自治会館	磯辺、針木、角間、小滝、国見、胡桃
	十二町小学校	大野、中尾、上田
	上庄小学校	泉、柿谷、七分一、中村、谷屋
国道 415 号	旧明和小学校	論田、熊無
県道高岡・氷見線	西の杜学園	新保、小窪、田江
	旧速川小学校	三尾、日詰、早借、小久米、日名田、床鍋、葛葉
	旧久目小学校	触坂、久目
県道高岡・羽咋線	赤毛コミュニティセンター	見内、老谷、岩瀬、棚懸

３　地区別避難経路一覧

地区名	行政区名	一時集合場所	基本避難経路	避難先施設名
加納	加納	北部中学校	能越自動車道	富山県西部体育ｾﾝﾀｰ
稲積	稲積	北部中学校	能越自動車道	富山県西部体育ｾﾝﾀｰ
上庄	大野	十二町小学校	市道北八代堀田線	ふくおか総合文化ｾﾝﾀｰ
	泉	上庄小学校	市道北八代堀田線	ふくおか総合文化ｾﾝﾀｰ
	中尾	十二町小学校	市道北八代堀田線	ふくおか総合文化ｾﾝﾀｰ
	上田	十二町小学校	市道北八代堀田線	竹平記念体育館
	柿谷	上庄小学校	市道北八代堀田線	ふくおか総合文化ｾﾝﾀｰ
	七分一	上庄小学校	市道北八代堀田線	ふくおか総合文化ｾﾝﾀｰ
	中村	上庄小学校	市道北八代堀田線	ふくおか総合文化ｾﾝﾀｰ
熊無	谷屋	上庄小学校	市道北八代堀田線	高岡市民体育館
	新保	西の杜学園	県道高岡氷見線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	論田	旧明和小学校	市道北八代堀田線	高岡市民体育館
	熊無	旧明和小学校	市道北八代堀田線	高岡市民体育館
速川	小窪	西の杜学園	県道高岡氷見線	竹平記念体育館
	田江	西の杜学園	県道高岡氷見線	竹平記念体育館
	早借	旧速川小学校	県道高岡氷見線	竹平記念体育館
	小久米	旧速川小学校	県道高岡氷見線	竹平記念体育館
	日詰	旧速川小学校	県道高岡氷見線	竹平記念体育館
	日名田	旧速川小学校	県道高岡氷見線	竹平記念体育館
	三尾	旧速川小学校	県道高岡氷見線	竹平記念体育館
	床鍋	旧速川小学校	県道高岡氷見線	東部公民館
	葛葉	旧速川小学校	県道高岡氷見線	東部公民館
久目	久目	旧久目小学校	県道高岡氷見線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	触坂	旧久目小学校	県道高岡氷見線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	棚懸	赤毛ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	県道高岡羽咋線	東部小学校
	岩瀬	赤毛ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	県道高岡羽咋線	東部小学校
	老谷	赤毛ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	県道高岡羽咋線	東部小学校
	見内	赤毛ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	県道高岡羽咋線	東部小学校
余川	余川	余川公民館	能越自動車道	福野体育館
碁石	上余川	碁石公民館	能越自動車道	福野体育館
	寺尾	碁石公民館	能越自動車道	福野体育館
	懸札	碁石公民館	能越自動車道	福野体育館
	吉懸	碁石公民館	能越自動車道	福野体育館
	一刎	碁石公民館	能越自動車道	福野体育館
	味川	碁石公民館	能越自動車道	福野体育館

地区名	行政区名	一時集合場所	基本避難経路	避難先施設名
八代	吉滝	海峰小学校	国道 160 号	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	磯辺	八代自治会館	市道北八代堀田線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	針木	八代自治会館	市道北八代堀田線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	国見	八代自治会館	市道北八代堀田線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	胡桃	八代自治会館	市道北八代堀田線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	角間	八代自治会館	市道北八代堀田線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	小滝	八代自治会館	市道北八代堀田線	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
阿尾	阿尾	海峰小学校	国道 160 号	小杉高等学校
	指崎	海峰小学校	国道 160 号	小杉高等学校
	森寺	海峰小学校	国道 160 号	富山県産業創造ｾﾝﾀｰ
	北八代	海峰小学校	国道 160 号	新湊高等学校
藪田	藪田	海峰小学校	国道 160 号	新湊高等学校
	小杉	海峰小学校	国道 160 号	小杉総合体育ｾﾝﾀｰ
	泊	海峰小学校	国道 160 号	小杉総合体育ｾﾝﾀｰ
宇波	宇波	旧灘浦小学校	国道 160 号	小杉総合体育ｾﾝﾀｰ
	脇方	旧灘浦小学校	国道 160 号	小杉総合体育ｾﾝﾀｰ
	小境	灘浦小学校	国道 160 号	小杉総合体育ｾﾝﾀｰ
	大境	灘浦小学校	国道 160 号	小杉総合体育ｾﾝﾀｰ
	白川	旧灘浦小学校	能越自動車道	富山県西部体育ｾﾝﾀｰ
	戸津宮	旧灘浦小学校	能越自動車道	富山県西部体育ｾﾝﾀｰ
	大窪	旧灘浦小学校	能越自動車道	富山県西部体育ｾﾝﾀｰ
女良	姿	灘浦小学校	国道 160 号	小杉総合体育ｾﾝﾀｰ
	中田	灘浦小学校	国道 160 号	大門高等学校
	中波	灘浦小学校	国道 160 号	大門高等学校
	脇	灘浦小学校	国道 160 号	大門高等学校
	長坂	旧灘浦小学校	能越自動車道	福野体育館
	平沢	旧灘浦小学校	能越自動車道	福野体育館
	吉岡	旧灘浦小学校	能越自動車道	福野体育館
	平	旧灘浦小学校	能越自動車道	福野体育館

４　市立学校一覧

学校名	所在地	電話番号	備考
灘浦小学校	氷、小境 1420	0766-78-1300	UPZ 内
海峰小学校	氷、阿尾 1015	0766-74-8430	UPZ 内
上庄小学校	氷、泉 338	0766-72-1251	UPZ 内
比美乃江小学校	氷、北大町 13-50	0766-74-8427	UPZ 内
朝日丘小学校	氷、朝日丘 3-1	0766-74-8422	
窪小学校	氷、窪 1237	0766-91-1807	
湖南小学校	氷、飯久保 473	0766-91-1226	
十二町小学校	氷、万尾 485	0766-91-0921	
宮田小学校	氷、島尾 258	0766-91-1806	
北部中学校	氷、加納 135	0766-74-8417	UPZ 内
十三中学校	氷、飯久保 1406	0766-91-1238	
西條中学校	氷、柳田 3223	0766-91-1315	
南部中学校	氷、朝日丘 3-1	0766-74-8420	
西の杜学園	氷、小窪 1379	0766-76-2300 0766-76-2301	UPZ 内

５　市内保育所・認定こども園一覧

施　設　名	住　　所	電話番号	備考
阿尾保育園	氷、阿尾 263	0766-74-8440	UPZ 内
上庄保育園	氷、泉 355-1	0766-72-5674	UPZ 内
速川保育園	氷、小久米 135	0766-76-2501	UPZ 内
十二町保育園	氷、万尾 13-2	0766-91-0754	
新町保育園	氷、中央町 11-31	0766-74-8438	
アソカナーサリー	氷、鞍川 1303	0766-74-7550	
海清保育園	氷、窪 2278-１	0766-91-1301	
ひみ中央こども舎	氷、栄町 18-8	0766-74-1415	
アソカ幼稚園	氷、鞍川 1296	0766-74-6660	
マヤ保育園	氷、宮田 261	0766-91-1682	
あさひの丘こども園	氷、朝日丘 3-10	0766-74-8435	
氷見ひかり保育園	氷、窪 616-1	0766-91-3335	
みどり保育園	氷、飯久保 167	0766-91-1277	

６　放射性物質放出前の防護措置の流れ（学校等）

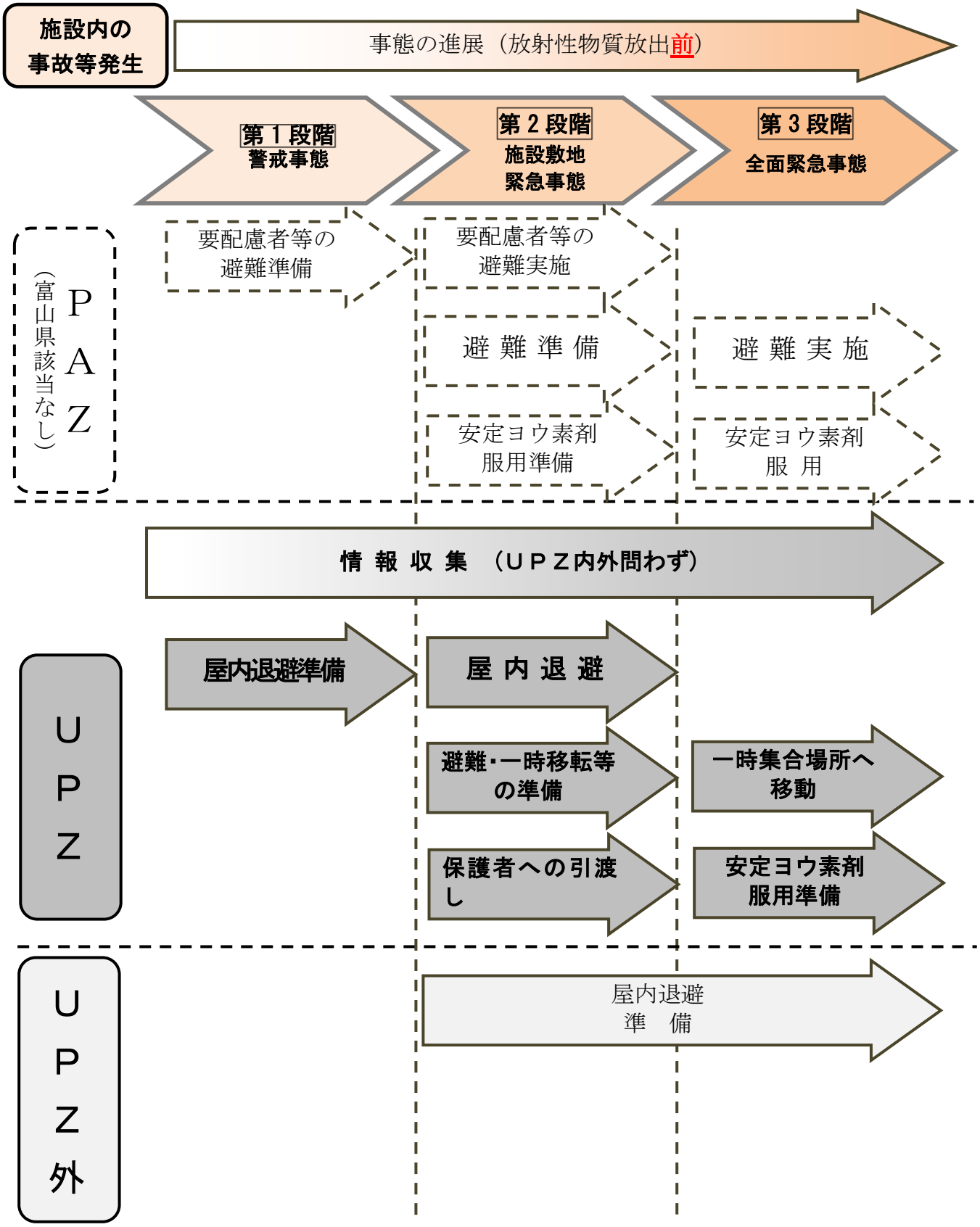

7　放射性物質放出後の防護措置の流れ　（学校等）

市は、放射性物質が放出された後、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国・県の指示等又は独自の判断により、対象地区の市民に対し避難等の緊急事態応急対策の実施を指示する。

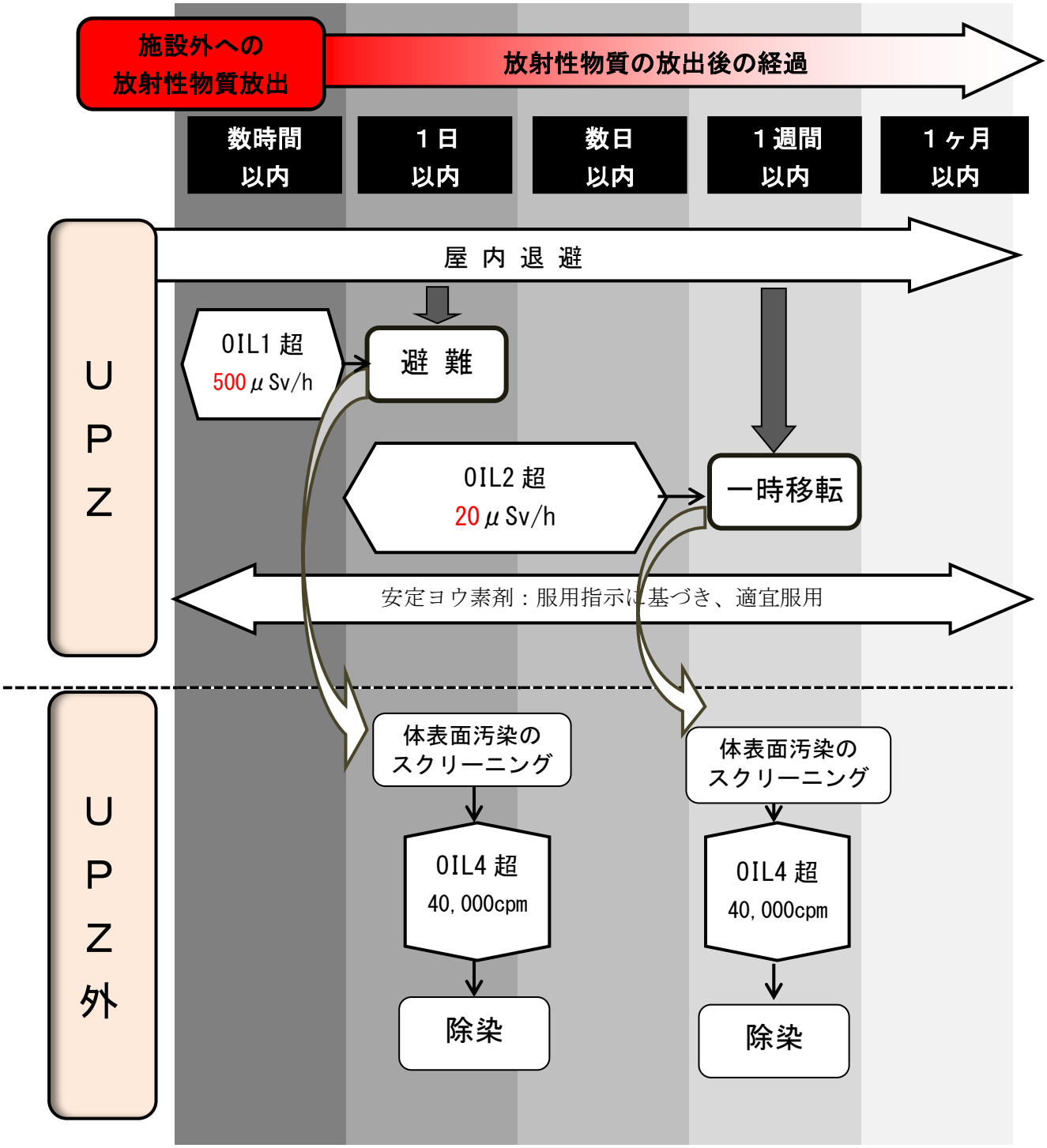

※ＵＰＺ外について、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、国から屋内退避の指示が出された場合、屋内退避を実施。

【防護措置実施の判断基準】

OIL1(避難・・・・500μSv/h) ⇒ 空間放射線量率(1 時間値)が基準を超えた場合に判断

OIL2(一時移転・・ 20μSv/h) ⇒ 空間放射線量率(1 時間値)が基準を超えてから起算して概ね 1 日経過した時点での空間放射線量率(1 時間値)が基準を超え場合に判断

８　マニュアル作成例

※　以下は、作成例です。学校・保育所等、地域の実情に応じて作成してください。

原子力防災マニュアル

氷見市立　　学校（園）

1　目的

このマニュアルは、氷見市地域防災計画（原子力災害対策編）第２章 第９節 第５に基づき、○○○小学校（園）における原子力災害対策について必要な事項を定め、原子力事故による災害に備え、（幼児、児童、生徒）及び職員の円滑な避難等の防護措置の実施を目的とする。

2　校（園）長の役割

校（園）長は、本マニュアルに基づき、職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3　職員の役割

職員は、校（園）長の指揮の下、児童等の身体及び生命の安全を確保するため、本マニュアルに基づき、必要な措置を講ずるものとする。

4　地域等との連携

学校（園）は、行政機関、地域の自主防災組織、地域住民及び保護者等と十分連携、協力して、原子力災害対策を実施するものとする。

5　原子力災害への備え

学校（園）は、原子力災害に備え下記事項に取り組むものとする。

(1)　学校原子力災害対策本部体制の確立と役割分担の確認

学校原子力災害対策本部体制の確立と役割分担・・・・別紙１

(2)　緊急時の情報伝達手段を確認し、連絡体制を整備

緊急時の連絡先一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・別紙２

(3)　保護者への引き渡し方法を確立し、緊急時引渡カードを作成するとともに保護者への周知を図る

保護者への引き渡し方法・・・・・・・・・・・・・・・別紙３

緊急時引渡カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙４

(4)　場面に応じた災害への対応想定と訓練の実施

場面に応じた災害への対応・・・・・・・・・・・・・・別紙５

(5)　緊急時における適切な防護措置実施のためのチェックリストの活用

行動チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙６

6　児童の健康状態の把握・健康管理

校（園）長は、原子力災害発生時における児童等の心身の健康状態を把握し、サポートできる体制の整備に努めるものとする。

様式等本マニュアル掲載頁

別紙１・・・・Ｐ５	別紙２・・・・Ｐ１４	別紙３・・・・Ｐ１４
別紙４・・・・Ｐ１５	別紙５・・・・Ｐ１０～１３	別紙６・・・・Ｐ１６～１７